

# 肥田中学校男子ソフトテニスクラブ規約

## 様式 6

令和 5 年 4 月 1 日

### 第 1 章 総則

(名称等)

第 1 条 この団体は、総称を「**肥田中学校男子ソフトテニスクラブ**」(以下「本クラブ」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本クラブは、従来の学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン(令和 5 年 3 月 岐阜県教育委員会(以下「岐阜県ガイドライン」という。)Ⅱ・Ⅲに準じ、生徒の健全育成を目指す。

### 第 2 章 組織

(各種クラブの構成員体制)

第 3 条 本クラブの構成員については(単独学校生徒による構成)体制で構成される。  
※三つの体制とは、単独学校生徒による構成、市内複数学校生徒による構成、広域学校生徒による構成(市内、市外生徒を含む)である。

(生徒)

第 4 条 本クラブへの参加生徒は、**肥田**中学校に在籍している**男子**生徒とする。複数校の場合は次に学校名を記載する・ \_\_\_\_\_ 中学校・ \_\_\_\_\_ 中学校・ \_\_\_\_\_ 中学校・ \_\_\_\_\_ 中学校。

(保護者)

第 5 条 本クラブに参加する生徒の保護者は、本クラブの運営、管理に責任を持つ。

(役員)

第 6 条 本クラブに、役員と指導者を置く。

- (1) クラブ代表者(保護者 **土岐太郎**)
- (2) 会計(保護者 **田中次郎**)
- (3) 指導者(**鈴木一郎**)
- (4) その他、必要とする役職

(指導者)

第 7 条 本クラブの指導者は、岐阜県教育委員会が主催する「指導者講習会」を受講し、岐阜県スポーツ協会が発行した「指導者ライセンス」を取得している者を 1 名以上確保するよう努める。

第 8 条 本クラブの指導者は、本クラブから委嘱されたものとする。

第 9 条 本クラブの指導者の委嘱期間は 1 年間とする。ただし、委嘱期間であっても規約第 2 条から大きく逸脱するとき、その他指導者の責めに帰す理由により委嘱を継続することが適当でないと認めるときは、委嘱期間内であっても解職できるものとする。

### 第 3 章 本クラブの参加申し込み及び取り消し

(参加申し込み)

第 10 条 本クラブへの参加を希望する生徒は、別に定める「クラブ参加申込書(様式あ)」

をクラブ代表者へ提出する。

第11条 本クラブの活動期間は1年間を原則とし、毎年度手続きをする。

(参加取り消し)

第12条 本クラブへの参加を取り消す場合については、別に定める「クラブ参加取消書(様式い)」をクラブ代表者へ提出する。また、クラブ代表者はこれを妨げない。

#### 第4章 会議

(会議)

第13条 本クラブの会議を年1回以上開催する。

第14条 会議において次の事項を付議する。

- (1) 役員の承認または選出
- (2) 活動計画、収支予算の承認
- (3) 活動報告、収支決算の承認
- (4) その他、会議出席者より提案され、議長が必要と認めた事項

(会議の成立)

第15条 会議は本クラブの保護者の過半数の出席をもって成立する。

(会議の決議)

第16条 会議の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決める。

(会議議事録の作成)

第17条 会議議事録を作成する。

#### 第5章 会計規約

(費用)

第18条 本クラブにおいて活動に必要な費用を個人に過重な負担のない範囲で徴収することとする。

(会計の管理)

第19条 本クラブの会費は、会計担当が管理する。

(会計年度)

第20条 本クラブの会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

(会費の返金)

第21条 本クラブへの参加を取り消す生徒は、「クラブ参加取消書(様式い)」を提出し、会費を年間払い済みの場合は翌月より3月分までの費用の返金を行うものとする。

(予算及び決算)

第22条 すべての財源および使途、現在の経理状況を示す会計報告及び年度予算は会議の承認を得なければならない。

(会計監査)

第23条 本クラブの会計監査は、該当年度の会計担当者以外のものが行う。

#### 第6章 事業計画

(事業計画)

第24条 本クラブは別に定める「**肥田中学校男子ソフトテニス**事業計画書(活動計画書)」に基づき活動を行う。

第25条 本クラブは生徒のメンバー表を作成する。

## 第7章 事故及び怪我への対応

(保険への加入)

第26条 本クラブで活動する生徒及び指導者は、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入する。

(事故及び怪我への対応)

第27条 本クラブ活動中に事故や怪我が発生した場合は、指導者及びクラブ役員は受傷者への対応を優先するとともに、該当生徒の保護者へ早急に連絡をする。

## 第8章 細則

(細則)

第28条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、当事者並びに役員の話し合いで決定する。

(規約の改正)

第29条 本規約は、会議の決議によって改正することができる。

## 附則

本規約は、令和5年12月1日より施行